

令和5年決算特別委員会（保健福祉部所管）

開催年月日 令和5年（2023年）11月10日（金）

質問者 民主・道民連合 淵上 綾子 委員

答弁者 保健福祉部福祉局長 板垣 臣昭

高齢者保健福祉課長 菊谷 克己

○淵上綾子委員

今年の2月の少子高齢社会対策特別委員会でのケアラー支援推進計画に関する私からの質問で、支援にあたり社会的に問題が指摘されている団体の関係者が家庭の中に入り洗脳やマインドコントロールをすることを排除することができないのではないかという質問を数回にわたって行いましたが、明確な答弁が得られていません。改めて認識を伺います。

○高齢者保健福祉課長

道の認識についてでございますが、寄付の不当な勧誘等に繋がる洗脳やマインドコントロールによる被害はあってはならないことと考えておりますが、完全に防ぐことは難しいものと認識をしております。

道では、本年1月に施行されました「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の趣旨に鑑み、本法律に定める寄附の勧誘に関する禁止行為を行っていないことにも留意すべきである旨を計画にも記載しているところでございます。

○淵上綾子委員

完全に防ぐことは難しいという認識が示されましたので、対策が必要ということになるかと思えます。

委託先等に対しては入札参加資格の際に確認し、危険性を排除することができますが、委託先のスタッフなどが社会的に問題が指摘されている団体の関係者だったりする場合に網をすり抜けてしまいます。誓約書などの中に反社会勢力と関わっていないという確認のチェックを設けていることがあると思いますが、同様にこの項目を盛り込めばいいのではないかと思います。事業者への指導を徹底する旨の答弁をしていますが、どのような対策がとられたのかについて伺います。

○保健福祉部福祉局長

道の対応についてでございますが、道では、これまでも、民間団体等と契約手続きを進める上で、税の滞納がないことや暴力団関係事業者等に該当していないなど、入札等の参加資格を有することを確認しており、契約締結後において、これらに違反する事実が認められた場合のほか、業務の処理が著しく不相当である場合等に、契約を解除することができるなど、適正な契約の履行を確保するための措置を講じているところでございます。

また、道におけるケアラー及びヤングケアラーに関する事業を実施するに当たり、民間団体等には委託契約の際に、支援を要するケアラーの方々に寄附の不当な勧誘等を行うことが無いよう、

指導等を行ったところであり、関係部と連携の上、引き続き、委託先の事業者に対して適切な対応を求めるとともに、今後、委託業者との会議等の場を活用し、不当な勧誘等に繋がる洗脳やマインドコントロールなどの行為を行わないよう注意喚起をまいります。

○**淵上綾子委員**

関係部と連携とのことですので、誓約書に訪問するスタッフに社会的に問題がある団体の関係者はいないというチェックボックスを加えるなど、技術的に可能かどうかについて、出納局などと検討を進めていただきたいと思います。

ケアラー支援以外にも家庭の中に介入して支援をするような制度があります。支援を必要とするような困難を抱えている方の弱みにつけこみ、家庭という密室の中でマインドコントロールをするという状況を想像してみてください。

このような状況が起こらないような対策が必要と考えます。

このような危険性がある制度等を一度、徹底して洗い出す必要があることを指摘いたします。